

平成21年2月12日

各位

会社名 フリービット株式会社
(コード番号 3843 東証マザーズ)
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号
代表者名 代表取締役社長 石田 宏樹
問合せ先 代表取締役副社長 田中 伸明
(TEL : 03-5459-0522 (代表))
(URL <http://www.freebit.com/>)

メディアエクスチェンジ株式会社株券等に対する

公開買付けの開始に関するお知らせ

フリービット株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、本日開催の取締役会において、メディアエクスチェンジ株式会社(コード番号:3746 東証マザーズ 以下「対象者」といいます。)株券等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場に上場している対象者を完全子会社化することを目的として、対象者の普通株式63,310株(平成20年12月31日現在の対象者の全ての発行済普通株式94,965株に占める比率(以下「議決権比率」といいます。)の66.67%(小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において同様に計算しております。))の取得を下限とする公開買付けを実施することを決定しました。

当社は、「Being The NET Frontier! (インターネットを広げ、社会に貢献する)」という企業理念に基づき、インターネットに関わるコアテクノロジーの開発、大規模システムの運用といった技術力を背景に、ISP事業者やインターネットを事業に活用したいと考えている機器メーカー、IT企業等に対してインターネットビジネス支援事業を行っております。

一方、対象者は、平成9年にインターネットサービスプロバイダー(ISP)に対する大容量の基幹ネットワークを用いたインターネット相互接続環境を提供する国内初の商用IX(インターネットエクスチェンジ)事業者として設立され、現在では主にインターネットデータセンターサービスとインターネット接続サービスを提供しています。また、その連結子会社とする株式会社ギガプライズ(以下「ギガプライズ」といいます。)においては、マンション向けISPサービス、システム開発を提供しており、連結子会社を含めた対象者グループは主たる事業として、ネットワーク事業及び

システムソリューション事業を行っております。

インターネット業界においては、ブロードバンド接続の普及により、ますますインターネットの社会インフラ化が進展していることで、サービスの多様化、高度化が進んでおります。そのような状況に伴い、インターネット上のトラフィック（情報流通量）は急増を続け、インターネットサービスを提供するサーバも増え続けていることから、データセンター設備や電力供給力、IPアドレス等インターネットサービスを提供するために必須の資源が不足する事態となってきました。また、そのような状況を打破し、発展と安定を両立させる高度な技術に対する需要も高まってきました。

上記のような業界環境下において、対象者は創業期より技術力に定評があり、多数のインターネットサービス事業者を顧客としてきた経験から、現在の業界の課題を解決するノウハウを多く保持しております。しかしながら、2005年11月に業容の拡大を目指して業務資本提携した株式会社ライブドア（現 株式会社LDH）が翌年2006年1月に証券取引法違反により摘発された事件を契機に、業務提携の具体的な進捗がなかったこと及び大口顧客の取引解約等から、データセンター設備の稼働率低下といった状況により営業赤字の継続を余儀なくされております。対象者が本来の技術力を強みとした独自の競争優位性を取り戻し、再び成長軌道に乗って新たな価値の創造を行うには、稼働率が低下したデータセンター設備の整理や組織管理体制の強化、開発まで一定の期間が必要となることを考慮した上での新サービスの開発等、中長期的な視点で経営課題に取り組む必要性があることを強く認識しております。

そこで、対象者は、このような厳しい経営環境を乗り越え、かかる経営課題を適確に解決していくためには、抜本的な改革を行う体制を構築し、早期に事業構造の改善作業に着手することが必須であると認識するに至りました。対象者が現在必要としている抜本的な改革は、売上高が拡大するような策を講じつつも、一定期間はコスト削減やサービス開発作業などの諸負担が発生するものであるため、短期的な成果を打ち出しにくく、非公開化をして中長期的な視点で課題に取り組む方が企業価値向上につながると考えられます。

以上を踏まえ、当社は、当社と対象者が強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識の下、企業価値の更なる向上を速やかに実現するために、柔軟かつ迅速な経営判断・改革の実行が可能となる対象者の非公開化を行うことが最適であると対象者に提案いたしました。その後、両社にて慎重に協議を進めた結果、対象者は、当社の提案に賛同し、当社は本公開買付けを実施することといたしました。

こうした環境の下、当社は、対象者の普通株式29,979株（議決権比率31.57%）を保有する筆頭株主である日本SGI株式会社（以下「日本SGI」といいます。）との間で、当社の有するノウハウなどを生かして対象者の企業価値を向上させる方策について検討を重ねるとともに、当社と対象者との間の事業提携及び資本提携について慎重に協議・検討を重ねて参りました。

当社は、本公開買付けを経て、対象者が当社グループに加わることにより、高品質なデータセンターサービス事業を当社のユーザーに直接かつ速やかに提供することが可能となり、事業の進捗スピ

ードを上げることによって事業拡大並びに社会のユビキタス化に貢献できます。

また、公開買付者と対象者が様々な経営資源を共同利用することにより、対象者は、先進的なサービスを開始して競合他社との差別化を図ることが可能となり、対象者の連結子会社であるギガプライズが展開するHomeIT事業においても、公開買付者の顧客基盤及びギガプライズの顧客基盤を共有することで、更なる顧客満足度の向上及び新規顧客の獲得を進めることが可能になるなど、更なる成長機会を追求することが可能となります。このように両社が持つ経営資源を相互補完的に活用することは、公開買付者の「Being The NET Frontier! (インターネットを広げ、社会に貢献する)」という企業理念の実現に繋がるとともに、対象者は先進的なサービスと競争力を有するデータセンター事業者として業界トップクラスの地位確立を目指すことが可能になります。

本公開買付け終了後、当社は、グループシナジーを最大限に発揮するため、速やかに対象者の取締役会をして当社代表取締役社長石田宏樹及び代表取締役副社長田中申明を対象者の取締役に選任する議案を対象者の臨時株主総会に付させ、両氏が対象者の臨時株主総会において現在の常勤取締役（徳田成美氏、高田寛氏、小林保氏）に加えて対象者の取締役に選任されることを企図しております。石田宏樹、田中申明の各氏は対象者の代表取締役として、対象者の経営改善及び競争力強化策を実施する任に当たります。これに伴い、現在の代表取締役である徳田成美氏は代表取締役を辞任する予定です。具体的には、現在対象者の経営課題である①データセンター稼働率の向上、②価格競争力の向上、③サービスの独自性確保といった事項を改善するべく、遊休スペース・資産の整理、事業原価の低減、先進的な新サービスの開始等により、急ピッチで競争力の向上を果たし、営業利益の確保、顧客満足度向上、業界での知名度向上といった成果を出していく方針です。なお、これらの改善過程では、対象者の企業価値向上のために事業遂行上必ずしも必要ではないと認められる資産の一部について除却、売却等をしていく可能性があります。

対象者は、中長期的な視点で、強みとするネットワーク技術や財務基盤を基礎に当社の策定する方針の下、事業構造を改善し、当社の顧客基盤や当社独自のネットワーク技術などを活用しながら、拡大するデータセンター市場のニーズを掴み、業界トップクラスのポジションを得るべく成長戦略を立案、実行していく方針です。

このような方針により、当社は、当社グループと対象者の更なる成長を目指す施策として両社で資本業務提携について慎重に検討を重ねた結果、対象者を当社による柔軟かつ迅速な経営判断・改革実行が可能となる当社の完全子会社とすることにより、当社がこれまで培った経営ノウハウの対象者への提供と、対象者の経営資源を融合させ、両社の協働を図ることは双方に相乗効果をもたらし、双方の企業価値向上に資するものであると判断し、平成21年2月12日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化することを目的として、対象者の普通株式63,310株（議決権比率66.67%）の取得を下限とする公開買付けを実施することを決議しました。

また、当社は、対象者との間で平成21年2月12日付で「資本業務提携契約書」を締結し、当社が本公開買付けを行うこと、また、本公開買付けの成立を条件として、以下の内容について両社の協働を図ることに合意しております。なお、資本業務提携の下記具体的施策及びその日程等の詳細につきましては、両社で今後協議のうえ決定してまいります。

①当社は対象者の販売代理店として対象者と販売代理店契約を締結し、当社グループの約3,000

社の既存顧客に対して営業展開を実施できるよう相互協力体制を構築する。

②当社が持つサーバ運用リソース、独自技術Emotion Linkを始めとするソフトウェアを対象者の持つ既存MSPサービス、ホスティングサービスに付加し、新たなサービスメニューの開発及び展開に向けて相互に協力する。

③当社は、対象者のネットワーク、IDCなどのファシリティを積極活用し、売上高拡大・コストダウン等、競争力向上につながるシナジー効果が得られるよう協力する。

④業務提携の推進にあたって、対象者は、高度なネットワーク構築・運用技術を当社に提供し、当社は、特許技術やソフトウェア開発技術及びサーバ構築・運用技術を対象者に提供する。

⑤対象者と当社は、中期的な事業の発展のため、収支構造の転換によるビジネスモデル強化を目指し、短期的には戦略的に資産及び事業規模の見直しを行うことを骨子とした、中期経営計画策定について誠実に協議する。

当社は、本公開買付けの実施により、対象者を完全子会社化することで、高いシナジー効果の発揮を目指すものであり、双方の持つ事業優位性を活用することで、より一層の事業拡大が可能となるものと考えております。

なお、本公開買付けについては、平成21年2月12日開催の対象者の取締役会において、賛同の意を表明する旨の決議がなされております。かかる賛同決議にあたっては、対象者の取締役会は第三者算定機関である新光証券株式会社が作成した対象者の株式価値算定書を参考にしております。

本公開買付けにおける買付価格である1株当たり24,219円(以下「本公開買付価格」といいます。)は、対象者株式の東京証券取引所マザーズ市場における平成21年2月10日の終値13,510円に対して79.27%のプレミアムを、平成21年2月10日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値11,978円(小数点以下を四捨五入。以下対象者株式の終値単純平均に関する計算において同様に計算しております。)に対して102.20%のプレミアムを、平成21年2月10日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値14,444円に対して67.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、対象者取締役である、尾崎幸夫氏及び齋藤智英氏の両名は、対象者の筆頭株主であり本公開買付けに応募予定である日本SGIの取締役または執行役員であることを鑑み、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、取締役会に出席していません。また、社外取締役落合紀貴氏は、対象者の第二位株主であり本公開買付けに応募予定である株式会社LDHの執行役員であることから、決議の公正さを担保するため、取締役会の決議において棄権いたしました。賛同決議を含めた対象者取締役会には、出席監査役全員が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べています。なお、対象者監査役である笠原隆氏は、対象者の筆頭株主であり本公開買付けに応募予定である日本SGIの執行役員であることを鑑み、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、取締役会に出席していません。

(2) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けにあたっては、当社は対象者の筆頭株主である日本SGIとの間で、平成21年2月12日付で「公開買付応募契約書」を締結しており、同契約に基づき同社の保有する対象者株式29,979株(議決権比率31.57%)の全てについて、原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得てお

ります。ただし、日本SGIの公開買付応募契約書による表明及び保証につき、当社が本公開買付けの買付け等の目的を達成することができなくなる可能性を生じさせる場合若しくは対象者の事業、資産及び経営の状況に重大な悪影響を与える可能性がある場合その他の重大な違反が判明した場合、日本SGIが同契約に定める義務につき、当社が本公開買付けの買付け等の目的を達成することができなくなる可能性を生じさせる場合若しくは対象者の事業、資産及び経営の状況に重大な悪影響を与える可能性がある場合その他の重大な違反を犯した場合、又は対象者の本公開買付けに対する賛同意見表明が撤回された場合等一定の事由が発生若しくは判明した場合には、日本SGIは、本公開買付けに応募しないか又は本公開買付けに係る契約を解除する義務を負うことがあり、この場合には、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

また、当社は対象者の第二位株主である株式会社LDHから、平成21年2月12日付で「応募確約書」を取得しており、同確約に基づき同社の保有する対象者株式18,993株（議決権比率20.00%）の全てについて、原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。ただし、日本SGIの公開買付応募契約書による表明及び保証につき、当社が本公開買付けの買付け等の目的を達成することができなくなる可能性を生じさせる場合若しくは対象者の事業、資産及び経営の状況に重大な悪影響を与える可能性がある場合その他の重大な違反が判明した場合、日本SGIが公開買付応募契約書に定める義務につき、当社が本公開買付けの買付け等の目的を達成することができなくなる可能性を生じさせる場合並びに対象者の事業、資産及び経営の状況に重大な悪影響を与える可能性がある場合その他の重大な違反を犯した場合、又は対象者の本公開買付けに対する賛同意見表明が撤回された場合等一定の事由が発生若しくは判明した場合には、株式会社LDHは、本公開買付けに応募しないか又は本公開買付けに係る契約を解除する義務を負うことがあり、この場合には、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。なお、日本SGI及び株式会社LDHが本公開買付けに応募しないか又は本公開買付けに係る契約を解除する義務を負うことになる場合、本公開買付けは買付け等の条件を満たさないこととなります。

また、本公開買付けに対する応募株券等の総数が、買付予定数の下限（63,310株）に満たない場合は、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、かかる条件が満たされない場合には、本公開買付けは不成立となります。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、当社は対象者の発行済株式のうち63,310株（発行済株式総数の66.67%に相当）以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで対象者の全株式を取得できなかった場合には、当社は、以下の方法により、対象者を完全子会社化する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む株主総会及び②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しており、対象者はかかる要請に応じて株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。当社は、本公開買付けが成立した場合には対象者の総議決権の3分の2以上を保有することになる予定であり、上記の株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成す

る予定です。上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の数は本日現在未定であります。対象者が当社の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外を対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記①乃至③の手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記①乃至③の手続きについては、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社の株式所有割合及び公開買付け者以外の対象者株主の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付け者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しておりますが、その場合の具体的な手続きについては、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示いたします。

また、本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」に定義しております。以下、同様です。）については、本公開買付けが成立したものの、その全てを取得できなかった場合、公開買付け者は、対象者に対して、本新株予約権の放棄を勧奨させることを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、本新株予約権の放棄を勧奨する場合があります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱については、株主各位により税務専門家にご確認下さい。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由並びに本公開買付け後の見通し

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所マザーズ市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記(3)に記載されている完全子会社化手続によって、東京証券取引所マザーズ市場

の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者の普通株式は東京証券取引所マザーズ市場において取引することができなくなります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	メディアエクスチェンジ株式会社	
② 事業内容	(1) 電気通信事業法に基づく電気通信事業（IXアクセスセンターサービス、インターネットサービス等） (2) 電気通信設備の開発・販売・賃貸・保守及び管理の受託 (3) コンピュータのハードウェア・ソフトウェアの開発・販売・賃貸・保守及び管理の受託 (4) 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集および電気通信事業法による通信事業者の代理店業務 (5) 前各号に関連するコンサルティング業務 (6) 前各号に付随関連する一切の業務	
③ 設立年月日	平成9年5月26日	
④ 本店所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 徳田 成美	
⑥ 資本金	4,097百万円（平成20年12月31日）	
⑦ 大株主及び持株比率	日本SGI株式会社 31.56% 株式会社LDH 20.0% 野村證券株式会社 0.98% みずほキャピタル株式会社 0.97% 石田 慶樹 0.73% 裴 怡天 0.73% 株式会社SBI証券（自己融資口） 0.66% バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールディー アイエスジー エフイー エイシー（常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行） 0.5% 寺田 幸子 0.49% 浦野 聡 0.45% （平成20年9月30日現在）	
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は平成21年2月12日時点で対象者の株式を99株保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は対象者より、IXアクセスセンター・サービス及びハウジングサービスの提供を受けており、当社の2008年4月期における取引金額は約9百万円です。

	関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。
--	--------------------	-------------

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成21年2月13日（金）から平成21年3月12日（木）まで（20営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成21年3月27日（金）までとなります。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金24,219円

② 新株予約権

(ア) 対象者が平成15年6月26日開催の定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

1個につき1円

(イ) 対象者が平成17年6月29日開催の定時株主総会決議及び平成17年7月22日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権（以下「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を併せて「本新株予約権」と総称します。）

1個につき1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

(ア) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないトラストFAS株式会社（以下「トラストFAS」といいます。）から株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）の提出を受けました。トラストFASは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法（平成20年11月11日から平成21年2月10日までの3ヶ月間及び平成20年8月11日から平成21年2月10日までの6ヶ月間の各期間の終値を出来高で加重平均した株価を採用）、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等を前提とし、対象者が将来生み出されるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻し株式価値を算定するディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

1 市場株価法：	12,067円～14,500円
2 DCF法：	20,885円～24,615円

公開買付者は、上記の算定結果を参考に、株式価値算定書の株価レンジを勘案して、対象者の普通株式の1株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限值である12,067円から上限値である24,615円の範囲内で検討し、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成21年3月期に係る業績予想の内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付け

の見通し並びに対象者及び対象者の株主とも協議・交渉した結果等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、本公開買付価格を1株当たり24,219円と決定しました。

なお、本公開買付価格は、対象者株式の東京証券取引所マザーズ市場における平成21年2月10日の終値13,510円に対して79.27%のプレミアムを、平成21年2月10日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値11,978円に対して102.20%のプレミアムを、平成21年2月10日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値14,444円に対して67.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(イ) 本新株予約権

本日現在において、対象者の本新株予約権について、対象者普通株式1株当たりの行使価額(第1回新株予約権:100,000円、第2回新株予約権:131,000円)は本公開買付価格である24,219円をいずれも上回っております。本新株予約権の買付価格である1個当たり1円は、本公開買付価格及び本新株予約権の行使価額等にかかわらず、本新株予約権の権利行使に係る条件の内容を勘案のうえで、算定されたものであります。

すなわち、対象者の本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、第1回新株予約権については、権利行使時において、対象者の取締役又は使用人の地位にあるか若しくはこれらの地位を失った者又は第1回新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合におけるその相続人であることが行使の条件とされており、第2回新株予約権については、権利行使時において、任期満了により取締役を退任した場合又は定年退職その他の正当な理由のある場合として対象者の取締役会が認めた場合を除き、対象者の取締役若しくは従業員その他これに準ずる地位にあると対象者が認めた者又は第2回新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合におけるその相続人であることが行使の条件としております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより当該本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使することはできないのであり、また、仮にかかる条件を変更するとしても、対象者の株主総会等の手続きが必要になると解されることを鑑み、本新株予約権の買付価格を1円とすることに決定いたしました。

②算定の経緯

(ア) 普通株式

公開買付者は、平成20年11月中旬から本公開買付けに関する検討を行ってまいりました。加えて、公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、大和証券エスエムビーシー株式会社をフィナンシャル・アドバイザーとして、また、トラストFASを第三者算定人として、さらに、西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、議論・検討を重ねてまいりました。

上記検討結果を基に、第三者算定人であるトラストFASは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法(平成20年11月11日から平成21年2月10日までの3ヶ月間及び平成20年8月11日から平成21年2月10日までの6ヶ月間の各期間の終値を出来高で加重平均した株価を採用)、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等を前提とし、対象者が将来生み出されるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻し株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

1 市場株価法:	12,067円~14,500円
2 DCF法:	20,885円~24,615円

公開買付者は、トラストFASより平成21年2月12日付で提出された株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限値である12,067円から上限値である24,615円の範囲内で検討し、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、平成21年2月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり24,219円と決定しました。なお、本公開買付けの価格である1株当たり24,219円は、トラストFASが実施した対象者の株式価値評価の分析結果を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成21年3月期に係る業績予想の内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、並びに本公開買付けの成否の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の株主とも協議・交渉した結果等も踏まえ、決定されたものです。

本公開買付価格は、対象者株式の東京証券取引所マザーズ市場における平成21年2月10日の終値13,510円に対して約79.27%のプレミアムを、平成21年2月10日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値11,978円に対して約102.20%のプレミアムを、平成21年2月10日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値14,444円に対して約67.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(イ) 本新株予約権

本日現在において、対象者の本新株予約権について、対象者普通株式1株当たりの行使価額(第1回新株予約権：100,000円、第2回新株予約権：131,000円)は本公開買付価格である24,219円をいずれも上回っております。本新株予約権の買付価格である1個当たり1円は、株券の買付価格及び本新株予約権の行使価額等にかかわらず、本新株予約権の権利行使に係る条件の内容を勘案のうえで、算定されたものであります。

すなわち、対象者の本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、第1回新株予約権については、権利行使時において、対象者の取締役又は使用人の地位にあるか若しくはこれらの地位を失った者又は第1回新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合におけるその相続人であることが行使の条件とされており、第2回新株予約権については、権利行使時において、任期満了により取締役を退任した場合又は定年退職その他の正当な理由のある場合として対象者の取締役会が認めた場合を除き、対象者の取締役若しくは従業員その他これに準ずる地位にあると対象者が認めた者又は第2回新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合におけるその相続人であることが行使の条件とされております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより当該本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使することはできないのであり、また、仮にかかる条件を変更するとしても、対象者の株主総会等の手続きが必要になると解されることを鑑み、平成21年2月12日開催の取締役会において、本新株予約権の買付価格を1円とすることに決定いたしました。

③算定機関との関係

トラストFASは、当社及び対象者のいずれの関連当事者にも該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①買付予定数	②買付予定の下限	③買付予定の上限
株券	63,310 株	63,310 株	— 株
新株予約権証券	— 株	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株	— 株

株券等信託受益証券	－株	－株	－株
株券等預託証券	－株	－株	－株
合計	63,310株	63,310株	－株

(注1) 株式に換算した応募株券等の総数が買付予定数の下限(63,310株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転(以下「発行等」といいます。)した又は発行等される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数は、株式に換算して95,877株となります(以下「最大買付株式数」といいます。)。これは、対象者の第12期第3四半期報告書(平成21年2月12日提出)に記載された平成20年12月31日現在における対象者の発行済株式総数(94,965株)に、同四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在における第1回新株予約権の目的となる株式の総数(435株)及び第2回新株予約権の目的となる株式の総数(477株)(平成21年1月1日以降本日までに行使された本新株予約権に係るものを含みます。)を加えた株式数です。

(注4) 平成21年2月12日現在において、対象者は自己株式を保有しておりません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年2月12日現在)	99個	(買付け等前における株券等所有割合 0.10%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年2月12日現在)	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	63,310個	(買付け等後における株券等所有割合 66.14%)
対象者の総株主等の議決権の数(平成20年12月31日現在)	94,965個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数の下限(63,310株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第12期第3四半期報告書(平成21年2月12日提出)に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者の普通株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、第12期第3四半期報告書(平成21年2月12日提出)に記載された平成20年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(94,965株)に、同四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在における第1回新株予約権の目的となる株式の総数(435株)及び第2回新株予約権の目的となる株式の総数(477株)(平成21年1月1日以降本日までに行使された本新株予約権に係るものを含みます。)を加えた株式数(95,877株)に係る議決権数(95,877個)を分母として計算しております。なお、平成21年2月12日現在において、対象者は自己株式を保有しておりません。

(注4) 本公開買付けにより当社が所有する株券等に係る議決権の最大数は95,877個で、その場合の「買付け等を行った後における株券等所有割合」は100.00%となります。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,533,304,890 円

(注) 買付代金は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、本公開買付けの買付予定数(63,310株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額です。なお、最大買付株式数(95,877株)を買い付けた場合の買付代金の合計は2,322,045,063円となります。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成21年3月19日(木)

但し、法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、公開買付期間は平成21年3月27日(金)までとなり、決済の開始日は平成21年4月3日(金)となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする者(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店若しくは全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げがなされた後の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除すること

ができます。解除の方法については、公開買付期間末日の16時まで、応募受けをした公開買付代理人又は復代理人の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券エスエムビーシー株式会社全国各支店)
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。また、応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して新株予約権証券が提出された場合には、買付けられなかった新株予約権証券を応募株主等へ交付します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成21年2月13日（金）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、前記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」及び「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、本公開買付けの結果を受けたのち、確定次第速やかに発表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成21年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。

また、当社は、対象者との間で、両社の事業におけるリソースを融合・補完することでお互いの強みを更に強化し、両社の競争力の向上とシナジー効果の創出によりグループ全体の競争優位性を高めることを目的として、平成21年2月12日付で資本業務提携契約書を締結いたしました。当概契約の主な内容は以下のとおりです。

(1) 本公開買付け

当社は、対象者が本公開買付けに賛同し自社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧める取締役会決議を行い、これが公表されかつ維持されていること等を条件として、本公開買付けを実施する。

(2) 善管注意義務等

対象者は、同契約締結日から本公開買付けの決済日までの間、対象者及びギガプライズの経営に関し、一定の事項を行おうとする場合には、当社の事前の書面による承諾を得る。

(3) 営業協力

当社は対象者の販売代理店として対象者と販売代理店契約を締結し、当社グループの約3,000社の既存顧客に対して営業展開を実施できるよう相互協力体制を構築する。

(4) 商品開発、技術開発

当社が持つサーバ運用リソース、独自技術Emotion Linkを始めとするソフトウェアを対象者の持つ既存MSPサービス、ホスティングサービスに付加し、新たなサービスメニューの開発及び展開に向けて相互に協力する。

(5) 対象者の事業規模拡大への協力

当社は、対象者のネットワーク、IDCなどのファシリティを積極活用し、売上高拡大・コストダウン等、競争力向上につながるシナジー効果が得られるよう協力する。

(6) 相互技術協力

業務提携の推進にあたって、対象者は、高度なネットワーク構築・運用技術を当社に提供し、当社は、特許技術やソフトウェア開発技術及びサーバ構築・運用技術を対象者に提供する。

(7) 中期経営計画策定への協力

当社と対象者は、中期的な事業の発展のため、収支構造の転換によるビジネスモデル強化を目指し、短期的には戦略的に資産及び事業規模の見直しを行うことを骨子とした、中期経営計画策定について誠実に協議する。

(8) 役員を選任

対象者は、本公開買付けの成立以降、実務上可能な限り速やかに、臨時株主総会を開催し、当社があらかじめ指名する取締役及び監査役を選任する。

(9) その他

当社は、対象者の表明及び保証の重大な違反が判明した場合及び対象者が同契約に定める義務に重大な違反を犯した場合、その他一定の事由が生じた場合は、対象者に賛同表明を撤回させることを請求することが出来る。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者による第12期第3四半期報告書の提出

対象者は、平成21年2月12日、第12期第3四半期報告書を提出しております。対象者の四半期報告書の概要は以下のとおりです。

【損益の状況】

決算年月	平成21年3月期 (第12期第3四半期)
売上高(百万円)	2,910
売上原価(百万円)	2,612
販売費及び一般管理費(百万円)	660
営業外収益(百万円)	17
営業外費用(百万円)	7
四半期純損益(百万円)	△306

(注1) 上記は、対象者の第12期第3四半期報告書(平成21年2月12日提出)より引用して作成しております。

(注2) 対象者は四半期連結財務諸表を作成しているため、第12期については、第12期第3四半期報告書(平成21年2月12日提出)に記載された四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

【1株当たりの状況】

決算年月	平成21年3月期 (第12期第3四半期)

1株当たり四半期純損益（円）	△3,224.67
1株当たり配当額（円）	—
1株当たり純資産額（円）	70,089.68

(注1) 上記は、対象者の第12期第3四半期報告書（平成21年2月12日提出）より引用して作成しております。

(注2) 対象者は四半期連結財務諸表を作成しているため、第12期については、第12期第3四半期報告書（平成21年2月12日提出）に記載された四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

- ※ このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身のご判断で申し込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に関してこれらに依拠することはできないものとしします。
- ※ このプレスリリースには、対象者株式を取得した場合における事業展開の見通しを記載しておりますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。
- ※ 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配布とみなされるものとしします。

以上